

プレジデントクラブ会員規約

1 クラブの目的

会員に「生涯学習」のための環境設定をし、豊かな生活を創造するための力を養い、かつ将来的に国内・国際交流を促進するなど、多様な会員のレジャーニーズへの提言をはかるとともに、この活動を通じ顧客と会社との結び付きを強化し、会社の販売基盤の拡充をはかるとを目的とします。

2 クラブの会則 プレジデントクラブ会員会則

第一条 (名称)

このクラブの名称は、プレジデントクラブとします。

第二条 (本部)

このクラブの本部は、東京都新宿区西新宿 1-1-6 ミヤコ新宿ビル 5階 (株) 日本プレジデント内 (以下本部という) にプレジデントクラブ事務局として設置します。

第三条 (支部)

このクラブの支部は、当社または関連会社の営業所内に併設いたします。

第四条 (目的)

このクラブは「生涯学習」の環境作りを目的とし、会員に生活環境向上のためのサービスを提供し、会員の余暇生活を豊かなものにするを目的とします。

第五条 (事業)

このクラブは、前例の目的を達成するため各種の事業を行うことを目的とし、会員はこれに参加する特典があります。(会員の特典別掲)

第六条 (会員)

会員とは、本契約及び「プレジデントクラブ会員の特典内容」を承諾のうえ④日本プレジデントに入会を申し込まれ、会社が適格と認め会員証 (会員カード) を交付した個人を言います。

第七条 (会費)

会員は、会社にたいし、毎月所定の会費を支払うものとします。月額会費は 3,000 円 + 消費税とします。

第八条 (特典提供の停止)

会員は本規約に定められた会費を支払うことにより、会員の特典内容に記載された種々の特典を受け取ることができますが、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会社が催告することなく直ちに会員の特典内容に記載された各特典の提供を停止する権利を有します。

a. 会員が退会を申し出た場合

b. このクラブの名誉を著しく傷つけた場合

c. 会社の定める会費・その他料金の支払いを滞納し、

会社の督促があってもこれを完納しない場合

第九条 (脱会)

会員は脱会を希望する場合には毎月 16 日までに書面にて会社に届出をし、会員カードを返却するとともに、脱会の月までの未納会費を一括して支払うものとします。

第十条 (住所の変更)

会員は、住所を変更した場合遅滞なく書面をもって会社に通知するものとします。通知を怠った場合、会社からの通知または送付書類などの延着または不到着となっても、会社が通常通り到着したもののみならずことに異議ないものとします。

第十一条 (特典内容)

特典内容は削除、追加、変更されることがあります。

第十二条 (細則の制定)

本規定に定めない事項及び業務執行上必要な細則は会社が適宜定めるものとします。

3 活動方針

指定商品のお買上げ顧客が当クラブの入会希望をし、会員として承認後、会員にたいして定期的な情報発信を通じて、各種サービスをお知らせします。

1. クラブ会員向けのオリジナルな諸企画を開発し、クラブ活動の活性化のための牽引力とします。
2. 会員相互の親睦・仲間作りを促進します。
3. クラブ会員により良い商品をより安くご提供致します。

4 クラブ運営

1 諸委員会

プレジデントクラブの諸活動を展開するために次の委員会と専門部会を置きます。

A プレジデントクラブ企画委員会

当社のプレジデントクラブ事務局員で構成し活動方針、年間計画、年間企画の立案を行います。

B プレジデントクラブ運営委員会

企画委員会の諮問機関として具体的企画の実施計画を検討します。

2 会費

月会費 3,000 円 + 消費税

●お申し込み受付時間

月～金 10:00～18:00

土 10:00～13:00

日、祭、年末、年始 お休みさせていただきます

●なお、当クラブの特典 1 回の利用人数は、会員本人を含め 4 名様まで。